

施策評価シート（令和 3年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	4-1-1	土地の有効利用と住みよい都市環境の整備	施策責任者	建設部長 井ノ上 益秀
目指す姿	地域の特性に応じた計画的な土地利用と都市基盤の整備が行われ、市民の利便性・安全性が確保された暮らしやすいまちを目指します。			
関係課	都市計画課、地籍調査課、企画経営課、道路河川課	個別計画	都市計画マスタープラン、公営住宅等長寿命化計画、空家等対策計画、地籍調査計画	

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順位	満足度	満足度順位	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 3	12.4	14/40位	-13.8	38/40位	●重要度及び満足度ともに低い傾向にあるため、公共交通ネットワークの充実度を重点として、用途地域指定による土地利用の誘導を適正に図り、住みよい都市環境の整備を促す必要性がある。
R 2	10.6	17/40位	-11.4	38/40位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位		H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4 (目標値)	ベンチマーク
①	市民1人当りの都市公園面積	㎡	実績	8.4	8.6	8.8	8.9	8.9	10	県内9.2㎡（令和元年度末）
			達成率（%）	84.0	86.0	88.0	89.0	89.0		
②	地籍調査の進捗率	%	実績	81	86.3	91.5	93.9	98.2	100	全国 52% 県 52% （令和3年度末）
			達成率（%）	81.0	86.3	91.5	93.9	98.2		
③	住宅や公園などの都市環境に満足している市民の割合	%	実績	23.6	14.8	19.3	19.2	17.1	35	
			達成率（%）	67.4	42.2	55.1	54.8	48.8		
④	住みよいと感じている市民の割合	%	実績	80.8	84.7	83.4	83.7	85.1	現状値以上	
			達成率（%）							
⑤	市営住宅の耐震化率	%	実績	65	68	67.7	68.2	68.2	75	
			達成率（%）	86.6	90.6	90.2	90.9	90.9		

4. 成果指標の分析（成果指標のNo.と対応）

①市民1人当たりの都市公園面積は、目標には届かなかったが、年齢、用途に合った利用がなされています。
②計画どおり4地区の一筆地調査、6地区の一筆地測量及び8地区の閲覧業務を行いました。
③令和2年度に比べ、実績が2.1%減少しました。複合遊具施設「野あそびの丘」が令和3年8月1日に開園したこともあり、実績の上昇を期待したが、紀の川市民意識調査（令和4年1月～2月調査）が、「野あそびの丘」開園後、半年足らずの実施であり、期間が短かったこと、併せてコロナ禍であることもあり、全体的に行動制限されての公園等の利用であったため、減少したのではないかと考えられます。
④大阪南部や関西国際空港へのアクセスの良さに加えて、京奈和自動車道と阪和道が直結したことにより、交通面で更に住みよい環境が整ったこともあり、多くの市民が住みよいと感じています。
⑤公営住宅等長寿命化計画に基づき集約的建替住宅の建設を計画しています。本年度は建築・除却していないので実施率は上がっていません。耐震基準に適合しない一部の市営住宅の入居者に移転補償を行いました。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

●平成12年をピークに紀の川市も人口減少に転じ、今後も人口の減少は続くと予測されます。
●令和2年4月1日、「用途地域」及び「特定用途制限地域」を指定しました。生活利便性の維持・向上を推進することを目的として、土地利用の適切な規制・誘導をしていきます。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は◎、それ以外は●）

◎市営住宅の建替えや用途廃止などを検討していくとともに、今後のあり方や方向性について検討する必要があります。
◎地籍調査の早期完了に向け、計画的な事業の実施が必要です。
◎用途地域及び特定用途制限地域に合った計画的な誘導を図る必要があります。
◎空き家の増加による治安や景観悪化への対策が必要です。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	計画的な土地利用の促進	●令和2年4月1日、「用途地域」及び「特定用途制限地域」を指定し、土地利用の規制と誘導をおこなっています。 ●農地法・農業振興地域の整備に関する法律・都市計画法の適切な運用により、農地を保全しつつ、自然環境と居住環境が調和した計画的なまちづくりを推進しました。	普通	●令和3年9月に改定された「紀の川市都市計画マスタープラン」に基づき、市の健全な発展を推進していきます。また上位計画である紀の川市長期総合計画を踏まえ、適宜見直しを図ります。
	都市計画課			
②	良好な居住環境の形成	●防災・衛生・環境などの生活環境を維持するため、空家等対策計画に基づき、空家対策を推進しました。 ●屋外広告物への適切な許可や違反広告物に対するパトロールを実施し、良好な景観を維持しました。	普通	●空家等対策計画に基づき、指導、助言、勧告を行ったうえで撤去命令を出すなど空家対策を推進します。
	都市計画課			
③	地籍調査の着実な推進	●現地調査について、平野部は完了し、山間部の調査となります。 ●地籍調査完了地区が増えたことにより、各種事業に成果が活用されており、成果の交付件数も年々増加しています。	高い	●効率的な地籍調査事業を引き続き実施し、早期完了を目指します。 ●地籍調査完了地区の成果管理について、土地の形状・面積等の異動更新作業を継続的に実施します。
	地籍調査課			
④	計画的な都市基盤整備の推進	●利便性の高い都市活動を促進するため、都市計画道路の計画的な整備推進と沿道のまちづくりを推進しました。 ●秋葉山公園の東法面は、住宅地と近接していることから落石の防護を実施しました。 ●紀の川市民公園「野あそびの丘」が完成しました。 ●交通安全・歩行者安全等の確保のため、区画線・グリーンベルト等を設置しました。 ●用途地域の指定に伴い、地域内の排水経路の調査を行いました。	普通	●都市公園の活用について、検討していきます。 ●財政状況が厳しくなっていることから国からの補助金や交付金が減少の傾向にあり、事業の計画等にも影響があるが、少ない投資で最大の効果が出るように検討します。
	都市計画課、道路河川課			
⑤	市営住宅の適正管理	●市営住宅の建替えや用途廃止などを検討するとともに、保全する住宅については公営住宅等長寿命化計画に基づく改修工事などを行い、適切な維持管理に努めました。 ●耐震基準に適合しない市営住宅の入居者に説明を行い、移転の意向調査を行った。	普通	●市営住宅については、今後も引き続き長寿命化計画に基づく補修等を推進し、適切な維持管理に努めます。耐震基準を満たしていて耐用年数が残っている住宅には、公募修繕を行っていく。また、耐用年数が過ぎ、耐震基準に適合していない市営住宅については、入居者の安全性が確保できないため、家賃補助、転居補助等の施策検討を行ない、安全な住居への転居の推進をいたします。
	都市計画課			
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

--

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

●空家等対策計画につきましては引き続き推進し、良好な生活環境を守るため空家指導を実施していきます。 ●地籍調査事業につきましては早期完了できるよう取り組みます。 ●市営住宅の適正管理は、引き続き実施していき、耐震基準に適合しない市営住宅については、建替えを進めます。

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	●財政状況が厳しくなっていることから、単独事業及び国からの補助金や交付金が減少の傾向にあり、事業の進捗にも影響が懸念されます。

施策評価シート（令和 3年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	4-1-2	道路や橋梁などまちの基盤整備	施策責任者	建設部長 井ノ上 益秀
目指す姿	道路や橋梁の適正な維持管理により、安全性・機能性が高まり、市民が快適で安全に利用できるまちを目指します。			
関係課	道路河川課	個別計画	橋梁個別施設計画 道路整備計画	

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順位	満足度	満足度順位	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 3	15.7	12/40位	8.3	32/40位	●令和3年度の市民意識調査の結果から15.7%の方が重要と感じており、市の取り組みにつき27.9%の方が、不満またはやや不満との調査結果である。近年、市道改良の要望に対する採択率が平均30%程度であることから、採択率の向上を望んでいると思われる。
R 2	15.0	11/40位	10.8	30/40位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位		H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4 (目標値)	ベンチマーク
①	「生活道路が安心して通行できる」と思う市民の割合	%	実績	30.8	36.9	33.9	36.7	38.8	50	
			達成率 (%)	61.6	73.8	67.8	73.4	77.6		
②	長寿命化対策済橋梁の割合	%	実績	93.8	94.2	93.3	95	95	80	県の橋梁点検済割合（ H29）90.0%
			達成率 (%)	117.2	117.7	116.6	118.7	118.7		
③	道路・橋梁維持管理上の事故件数	件	実績	3	2	1	0	1	0	
			達成率 (%)							
④	道路整備計画整備着手路線件数	件	実績	1	1	2	2	0	3	
			達成率 (%)	33.3	33.3	66.6	66.6			
⑤	市道改良工事採択率	%	実績	22.2	27.6	22.5	35.8	27.9	25	
			達成率 (%)	88.8	110.4	90.0	143.2	111.6		

4. 成果指標の分析（成果指標のNo.と対応）

①利用者（徒歩・車・自転車）の多い路線の整備を行なっていることから安心度が向上傾向となっている。
②要対策の橋梁が毎年出てくるので橋梁修繕を行なっているが割合的には伸び悩んでいる。
③事故件数はほぼ横ばいであることから、今後も道路パトロールを行い道路状況を点検していく。
④令和2年度に道路整備計画を見直し、令和4年度から3線着手し着手件数を上げていきたい。
⑤道路改良工事は、地元要望により整備を進めていますが、毎年200件以上の要望があるため採択率は低いものの目標値は達成しています。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

●平成26年の道路法改正により、管理橋梁を5年毎に点検し健全度に応じ対応が義務化されました。
●橋梁個別施設計画を基に橋梁修繕を進めています。
●平成30年の道路法改正により、重要物流制度が創設されたことから京奈和関空連絡道路を重要物流道路計画区間の指定に向けた活動を行います。（令和4年度 重要物流道路 候補路線指定）

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は◎、それ以外は●）

◎道路や橋梁の老朽化対策が必要です。
◎市民の安全性や機能性の向上につながる生活道路の計画的な整備が必要です。
◎府県間道路の整備や幹線道路の機能強化が必要です。
◎市道全域に舗装の劣化が著しく、利用者が安全安心に利用できるよう修繕をおこないます。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	橋梁の適正な維持管理	●橋梁修繕については、将来的な財政負担の軽減と道路交通の安全性を確保するため、従来の対症療法的な維持管理から予防保全型の維持修繕に転換しています。 ●安全で安心して通行できるよう適正な維持管理を行うとともに、橋梁個別施設計画に基づき優先度の高い橋梁から計画的に修繕を進めています。	普通	●橋梁修繕については、将来的な財政負担の軽減と道路交通の安全性を確保するため、従来の対症療法的な維持管理から予防保全型の維持修繕に転換していきます。 ●安全で安心して通行できるよう適正な維持管理を行うとともに、橋梁個別施設計画に基づき優先度の高い橋梁から計画的に修繕を進めます。
	道路河川課			
②	市道の整備・充実	●自治区からの生活道路の改修要望に対応できるよう効果的な方法を検討し事業を進めました。 ●通学路を優先し歩行者の安全確保対策を推進しました。 ●維持管理コストの削減のため、道路灯のLED化を進めました。 ●幹線道路の通行の安全性を確保するため舗装整備を進めました。	低い	●自治区からの生活道路の改修要望に対応できるよう効果的な方法を検討し事業を進めます。 ●通学路を優先し歩行者の安全確保対策を推進します。 ●幹線道路の通行の安全性を確保するため舗装整備を進めます。 ●道路整備計画路線を地元協力の確認しつつ推進します。 ●安全安心に市道を利用できるよう舗装修繕を進めます。 ●近年、雑草の繁殖力が旺盛であり除草作業等、維持管理作業が増えているため、防草対策をしていきます。
	道路河川課			
③	高速道路、国・県道の整備促進	●地域や企業の協力を得ながら県や関係市町と連携し、国への働きかけなど京奈和関空連絡道路の事業化に向けた取組を行いました。 ●県道泉佐野打田線の4車線化を推進するとともに、県道泉佐野岩出線の南進についても関係機関と協議しました。	普通	●地域や企業の協力を得ながら県や関係市町と連携し、国への働きかけなど京奈和関空連絡道路の早期事業化に向けた取組を行います。 ●県道泉佐野打田線の4車線化を推進するとともに、県道泉佐野岩出線の南進についても中心となり、関係機関と協議します。
	道路河川課			
④				
⑤				
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

●国・県事業に対し地元調整等を行い事業を推進します。

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

●橋梁維持修繕事業につきましては、「橋梁個別施設計画」に基づき優先度の高い橋梁より順次修繕工事を実施し、不要な橋梁の廃止も自治区と協議しながら検討していきます。 ●市道の改良及び修繕事業につきましては、幹線重要路線を優先して工事を実施し、生活市道につきましては、費用対効果や工法等を検証し、コスト削減を図りつつ地元要望に対し採択件数を増加できるように工事を進めます。 ●国・県道整備事業につきましては、地元との調整を図りながら各関係機関へ要望を行います。また京奈和関空連絡道路につきましては、市民意識の向上を目指し広報活動を進めます。 ●道路整備計画につきましては、地元協力を確認しつつ推進します。 ●市道等維持修繕事業（緊急修繕工事）については、年間契約（エリア別）をすることにより、急な工事や交通規制に対応できます。併せて事務の簡素化も図れ、市道利用の安全度を向上します。 ●市道全域に舗装の劣化が著しく、利用者が安全安心に利用できるよう修繕をおこないます。
--

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	政策的な幹線市道の整備や橋梁維持修繕事業については概ね計画通りに進んでいますが、生活道路の市道整備については要望に対する採択率が低いことから、予算及び効果的な方法を検討し取り組む必要があります。 京奈和関空連絡道路や泉佐野岩出線南進の早期事業化に向け、関係機関への働きかけ及び市民への啓発活動を強化する必要があります。

施策評価シート（令和 3年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	4-1-3	公共交通ネットワークの充実	施策責任者	企画部長 角 佳英
目指す姿	鉄道やバスなどの公共交通を有機的に結びつけることで、市民が利用しやすい公共交通ネットワークが構築・維持されているまちを目指します。			
関係課	地域創生課	個別計画	地域公共交通網形成計画	

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順位	満足度	満足度順位	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 3	19. 7	6/40位	-17. 6	40/40位	●市民意識調査では重要度について、例年通り高い状況ですが、満足度については、最下位が続いています。便数の少なさ等の利便性の面や認知度の低さが影響していると考えます。 ●市民ニーズについては、今後ますます高齢化が進み、公共交通の重要性が高まるものと考えます。
R 2	16. 8	9/40位	-20. 9	40/40位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位		H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4 (目標値)	ベンチマーク
①	公共交通に関する市民の満足率	%	実績	24. 9	21	20. 1	21. 5	21. 8	30	
			達成率 (%)	83. 0	70. 0	67. 0	71. 6	72. 6		
②	地域巡回バスの年間利用者数	人	実績	40, 320	38, 899	35, 434	27, 044	26, 161	41000	岩出市 (R2) 26, 183人 (R3) 25, 452人
			達成率 (%)	98. 3	94. 8	86. 4	65. 9	63. 8		
③	紀の川コミュニティバスの年間利用者数	人	実績	32, 867	33, 274	31, 874	24, 009	20, 120	34000	
			達成率 (%)	96. 6	97. 8	93. 7	70. 6	59. 1		
④	粉河熊取線の年間利用者数	人	実績	66, 835	61, 147	54, 217	34, 234	37, 164	70000	
			達成率 (%)	95. 4	87. 3	77. 4	48. 9	53. 0		
⑤	デマンド型乗合タクシー1便あたりの乗車人数（年平均）	人	実績	1. 1	1. 1	1	1	1	2	
			達成率 (%)	55. 0	55. 0	50. 0	50. 0	50. 0		

4. 成果指標の分析（成果指標のNo.と対応）

①公共交通に満足している市民の割合は21. 8%と微増し、不満率は39. 4%で3%減少しましたが、満足度順位は最下位が続いています。
②令和3年10月に路線及びダイヤ改正を実施しました。改正後半年間の利用者数は前年同期比で92%となっています。また、令和4年2月は和歌山県がまん延防止等重点措置の区域となるなど新型コロナウイルス感染症の影響で利用が大きく落ち込みました。
③令和3年1月4日から土日祝日及び年末年始を連休したことに伴い、令和2年度に比べ利用者数が減少しました。
④新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた令和2年度に比べ、利用者数がわずかに回復しました。
⑤デマンド型乗合タクシー1便当たりの乗車人数は1人となっており、乗合での利用がほとんどない状況ですが、令和3年度利用登録者は10人増加し合計83人となりました。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

●国土交通省交通政策審議会（地域公共交通部会）によると、地域公共交通を取り巻く社会情勢は「①人口減少の本格化」「②高齢者による運転に係る問題の顕在化」「③運転者不足の深刻化」「④公共交通確保・維持のための公的負担の増加」「⑤AI・IoT等のイノベーション」「⑥インバウンドの急増」により、新たな制度的枠組みを構築する必要があると指摘されています。（令和2年1月付）
●令和2年11月には、自治体や運行事業者への国庫支援策等の根拠となる「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され「地域が自らデザインする地域の交通（地域公共交通計画の作成・支援）」「過疎地等で市町村等が行う自家有償旅客運送の実施の円滑化」「MaaSに参加する複数の交通事業者の運賃設定に係る手続のワンストップ化」など、地域の輸送資源を総動員する取組への支援が盛り込まれました。
●令和2年2月頃から新型コロナウイルス感染症の影響と思われる外出控え・利用者減がすべての交通モードで見られ、特に鉄道会社では存続に関わるほどの赤字が拡大しました。（JR西日本で数千億、和歌山電鐵で数億程度）

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は◎、それ以外は●）

◎持続可能な公共交通ネットワークの再構築と利便性の向上が必要です。
◎公共交通の利用促進につながるさらなる啓発や取組が必要です。
●人口減少、高齢化の進行等により地域巡回バス、紀の川コミュニティバスの利用者が減少傾向にあります。
●紀の川コミュニティバスへの国、県の補助金は、利用者の減少により補助基準を満たさず、2020（令和2）年10月以降から受けられなくなり、令和3年1月4日から新たに土曜日、日曜日、祝日及び年末を連休にしたものの、市の財政負担は大きい状況です。
●公共交通に関するアンケート調査の結果、バスの利用頻度については、約97%の人がほとんど利用しないと回答しています。利用しやすく、利用したいと感じてもらえるよう、さらに利便性の向上を図らなければなりません。
●市民満足度が低い分野ですが、その要因の把握ができていません。
●「貴志川線存続に関する基本合意書」に基づく和歌山電鐵に対する支援が令和7年度までで終了することから、今後も持続的な鉄道運営ができるような支援のあり方を和歌山県・和歌山市・事業者とともに早急に検討していく必要があります。
●市営駐車場の利用率が低いことから、パークアンドライドを推進するため改善の必要があります。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	公共交通の維持・確保・充実	●2018（平成30）年に紀の川市地域公共交通網形成計画の作成および事業の実施に関する事項等を協議するため「紀の川市地域公共交通活性化再生協議会」を設立しています。 ●2019（平成31）年3月に本市の交通施策におけるマスタープランとなる「紀の川市地域公共交通網形成計画」を策定し、計画に基づき取組みを進めています。 ●地域巡回バスのダイヤ・路線改正を令和3年10月に実施しました。 ●Googleマップに地域巡回バス及び紀の川コミュニティバスの運行情報を掲載しました。	普通	●2023（令和5）年に目標年次を迎える地域公共交通網形成計画での取組結果や社会情勢の変化をふまえ、次期計画として地域公共交通計画を令和5年度に策定します。 ●地域公共交通網形成計画に基づき公共交通の路線を再検討し、利便性、効率性の高い公共交通ネットワークの再構築を進めます。 ●和歌山電鐵貴志川線の存続のため、今和歌山県・和歌山市・事業者とともに早急に研究・協議していきます。
	地域創生課			
②	公共交通の利用促進・啓発	●紀の川コミュニティバス及び貴志川線のOD調査を実施しました。 ●貴志川線調査結果概要を、貴志川地区に各戸配布するとともに利用促進を呼びかけました。 ●地域公共交通活性化再生協議会において、地域巡回バスダイヤ・路線改正内容について審議していただきました。	普通	●地域巡回バスのダイヤ・路線改正後の試行期間である令和3年10月からの2年間で、利用促進を呼びかけ、効果検証を行います。 ●市民の地域巡回バスへの認知度の向上を図るとともに、愛着を感じてもらえるよう、地域巡回バスの一部の便の車体をペイントします。 ●意見交換会や出前講座を通じて、利用促進を図るとともに、特定非営利活動法人フレイルサポートが作成した「バスマップ てくてくコース」を印刷し、市民の地域巡回バスへの乗車回数・経験の増加を図ります。 ●沿線人口の減少や周辺の道路整備、新型コロナウイルス感染症の影響を受け利用客数が減少している貴志川線の利用促進を行います。 ●パークアンドライドを推進するため市営駐車場に指定管理者制度の導入を進め、より利用しやすい環境を整備します。
	地域創生課			
③				
④				
⑤				
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

●和歌山線活性化検討委員会に参画し、和歌山線の活性化につながる取組を行いました。

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

- 持続可能な地域公共交通網の構築に向け、紀の川市地域公共交通網形成計画に基づく年度計画の取組を実施し、運行の効率化を図ります。
- 地域巡回バスのダイヤ・路線改正後の本格運行に向けて、試行運転期間中にさまざまな視点から意見を集約して検討します。
- 公共交通の利用促進につながるような啓発を引き続き実施します。
- 鉄道やバスなどの公共交通を有期的に結びつけることで、市民が利用しやすい公共交通ネットワークの構築、維持をめざします。
- JR和歌山線、和歌山電鐵貴志川線の支援については、関係機関と連携を図り利用促進につながるように、継続して取り組みます。
- パークアンドライドを推進するため市営駐車場の指定管理者制度の導入を進めます。

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	地域巡回バスの利用者数は伸び悩んでいるが、地域巡回バスのダイヤ・路線改正を地域公共交通網形成計画に基づき実施して、現在、試行中である。今後利用者の意見を集約し、地域巡回バスのダイヤ・路線改正を進めて行くことから、進捗度は「普通」と判断します。

施策評価シート（令和 3年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	4-2-1 快適な生活環境の維持	施策責任者	市民部長 長岡 正
目指す姿	環境に配慮した暮らしや事業活動により、快適で良好な生活環境が維持されているまちを目指します。		
関係課	生活環境課	個別計画	紀の川市環境基本計画、地球温暖化対策実行計画

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順位	満足度	満足度順位	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 3	8.2	24/40位	23.3	21/40位	●快適な生活環境の維持の満足度は、横ばい傾向にありますが、依然として不法投棄は後を絶たない状況であり、また、空き地管理に対する苦情をはじめ野焼きや悪臭等各種苦情が市民から寄せられている状況であります。
R 2	10.2	19/40位	25.2	21/40位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位		H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4 （目標値）	ベンチマーク
①	狂犬病予防注射の接種率	%	実績	57.9	54	54.6	55.2	52.4	100	63.0%（R2年度 和歌山県）
			達成率（%）	57.9	54.0	54.6	55.2	52.4		
②	公害苦情件数	件	実績	80	45	57	61	87	60未満	
			達成率（%）							
③	空き地管理指導に対する対処率	%	実績	69.6	79.5	81	78.4	75.4	100	
			達成率（%）	69.6	79.5	81.0	78.4	75.4		
④	不法投棄発見件数	件	実績	213	212	249	236	143	200	
			達成率（%）	106.5	106.0	124.5	118.0	71.5		
⑤	市の生活環境の維持・保全に関する取組に対して満足と感じている市民の割合	%	実績	31.3	31.1	32.4	37.2	37.8	40	
			達成率（%）	78.2	77.7	81.0	93.0	94.5		

4. 成果指標の分析（成果指標のNoと対応）

①狂犬病予防注射の接種率は、前年度と比較し微減しました。依然として飼い主の狂犬病に対する意識が低いため、粘り強く意識改革に向けた啓発に取り組む必要があります。
②公害苦情件数は、依然として大気汚染（野焼き）、不法投棄や動物に関する苦情が多く寄せられています。悪臭・騒音・振動に関しては、令和2年度より県から市に事務移管されたこともあり、市が主体となり苦情対応に取り組む必要があります。
③空き地管理は、前年度と比較し対処率は微減しました。要因として土地管理者の高齢化、また相続人の市外流失等が考えられます。これらの方への適正な監視・指導が課題となっています。
④不法投棄発見件数は、前年度と比較し減少しています。市内全域を継続してパトロールを行っている結果が、減少となった要因の一つと考えられます。
⑤生活環境に関する満足度は上昇傾向にありますが、依然として寄せられる苦情は多く、苦情の中には民・民によるトラブルから生じる苦情もあり、行政が介入しにくい事例も発生しています。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

●地球温暖化や大気汚染などの環境問題が深刻化している中、本市においても環境保全条例に基づき、市民が健康で文化的な生活が営めるよう、良好な環境の保全に努めています。
●地域の水路清掃は、市民が主体となって地域美化清掃活動に取り組んでいただく必要があり、今後、地域コミュニティの希薄化や高齢化により、参加者の減少が懸念されています。また、新型コロナウイルス感染症が続く状況で感染拡大防止に取り組みながら清掃活動をどのように実施していくかが課題となっています。
●空き地に対する管理指導をはじめ、環境に対するさまざまな不適正行為に対し、状況に応じた助言・指導を行っています。特に、不法投棄防止についてパトロールや啓発を強化し取り組んでいます。処分費の有料化等による費用負担の増加により不法投棄は後を絶たない状況が続いています。
●太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギー事業を巡っては、国が温室効果ガスの排出について2050年までに排出「実質ゼロ」を表明しましたが、安全や環境、景観への悪影響といった問題が全国的に表面化しています。また今後、太陽光発電パネル等の廃棄物が大量に出ることが予想されます。不法投棄等による自然破壊に繋がらないよう県と連携し、「紀の川市ガイドライン」を基に適正に処理していただくよう指導・啓発を行っていく必要があります。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は◎、それ以外は●）

◎市民や地域・事業者の環境保全や環境美化へのさらなる理解と意識の高揚が必要です。
◎周辺環境に悪影響を及ぼしている空き地の適正管理を促す必要があります。
◎不法投棄を未然に防止・抑制する取組のさらなる強化が必要です。
◎地球温暖化対策や低炭素社会の実現に向けた取組の推進が必要です。
●ペット等動物に関する苦情・相談は、飼い主のみならず動物に関わる全ての人が協力して取り組んでいく必要があります。
●地球温暖化に伴いCO2など温室効果ガスの排出について、国は2050年までに排出「実質ゼロ」を表明していることから、今後、再生可能エネルギーの設備設置に関し規制緩和や利用促進等が進むと予想されます。特に、太陽光発電設備設置は、県条例の適用外となる50kw未満の発電設備について、「紀の川市ガイドライン」を基に、地域住民の安全な生活と本市の環境保全に寄与しながら地域との共生が図れるよう事業者に対し適正な指導に努めていく必要があります。
●地元飲料水供給施設の運営について、地域によっては構成員の減少や高齢化から、施設の維持管理と改修資金の調達が困難となっています。
●那賀斎場跡地の利用について、地元や関係機関と協議を行い適切に対応する必要があります。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	環境保全の推進	●市民からの相談や苦情に対して、支所及び出張所等関係機関と連携し、「環境保全条例」や「空き地管理の適正化に関する条例」に則し、改善が見られるまで規制や指導等を継続して行っています。 ●令和元年度に策定した「環境基本計画」、また同年見直しを実施した「生活排水処理基本計画」を基に良好な環境の保全に努めています。 ●令和2年度より県から事務移管された「騒音」「振動」「悪臭」について、近隣住民より苦情が寄せられた際は、県と連携し対象事業者の調査を実施し改善指導を行いました。	普通	●国が進める再生可能エネルギーの発電設備設置について、「紀の川市再生可能エネルギー設置ガイドライン」を基に、地域との共生が図れるよう事業者への周知・指導に努めます。 ●「騒音」「振動」「悪臭」について、現在問題となっている騒音及び悪臭の問題をはじめ、これら苦情に対応するため、関係法令や事例の研究を実施し対応に努めます。 ●必要に応じて、環境保全対策審議会を開催し、良好な環境の保全に関する基本的事項について調査・審議します。 ●引き続き、適時適正な空き地等の管理指導を行い、良好な環境保全に努めます。
	生活環境課			
②	美しいまちづくりの推進	●不法投棄パトロールについて、会計年度任用職員1名を雇用しパトロールの強化に努めています。また、悪質な不法投棄箇所へ移動式監視カメラを設置し不法投棄防止に努めています。 ●「地域の水路一斉清掃」について、新型コロナウイルス感染症の影響もあり参加自治区は低迷しましたが、地域美化に取り組んでいただいた自治区に対し補助金を交付し、官民一体による地域美化に努めました。	普通	●不法投棄パトロール職員によるパトロールを継続して実施し、不法投棄は犯罪であることから、今後、岩出警察と協議を進め不法投棄者の摘発に繋げられるよう努めます。また、監視カメラの増設も視野に入れ不法投棄の防止に努めます。 ●地域の水路清掃など市民自ら取り組む地域美化運動について、新型コロナウイルス感染症の感染防止の啓発を行うと共に、補助金を交付しながら、市民協働による美化清掃活動がより活発になるよう推進します。
	生活環境課			
③	生活衛生の向上	●狂犬病予防注射の必要性を周知するとともに、獣医師会と連携し狂犬病の集合注射を実施しました。 ●地元飲料水供給施設組合に対し、施設の維持管理に伴う補助金を交付し、適正に管理いただくよう支援を行いました。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、上水道事業の支援と同等の支援を実施しました。 ●市営墓地の設備・雑草など適正な維持管理を行い、返還等により空き区画となった墓地について、市広報紙を通じ適正な公募を実施しました。	普通	●獣医師会と連携し狂犬病の集合注射を継続し、狂犬病予防注射の必要性を周知します。 ●地元飲料水供給施設の適正な運営管理の指導を行い、安全・安心な飲料水が供給できるよう支援を継続します。 ●解体工事が完了した那賀斎場の跡地利用について、地元や関係機関と協議を行い適正に対応します。 ●市営墓地の空き区画を整備するなど、計画的に適正な公募に努めます。また、市営墓地について、墓地使用者の台帳整備を進め、墓地台帳の整備完了後は、システムによる管理や委託による管理などを検討します。
	生活環境課			
④	地球温暖化対策の推進	●「地球温暖化対策紀の川市第3次実行計画」を基に、地球温暖化対策をはじめ、緑化活動や再生資源の回収活動など、良好な環境保全に関する活動に取り組んでいます。 ●地球温暖化対策として実施されている太陽光発電等再生可能エネルギーについて、脱炭素社会への取組ではありますが、近年、防災上の問題、生活環境及び景観への悪影響から、住民不安が増大していることを鑑み、ガイドラインを策定しました。	普通	●引き続き「紀の川市地球温暖化防止第3次実行計画」を基に、緑化活動や再生資源の回収活動、美化清掃活動など、良好な環境保全に関する活動に取り組みます。 ●「紀の川市地球温暖化防止第4次実行計画」の策定とともに、実行計画に基づく庁内各課における取り組みを推進します。 ●ゼロカーボンの実現に向け、国、県、市、市民、事業者、団体等がそれぞれの役割を考えた行動（情報発信、啓発、学習、支援）することで地球温暖化の防止に取り組みます。 ●国が進める再生可能エネルギーの発電設備設置について、「紀の川市再生可能エネルギー設置ガイドライン」を基に、地域との共生が図れるよう事業者への周知・指導に努めます。
	生活環境課			
⑤				
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

●空き地の管理指導について、指導手段が郵送通知となることから、通知において4回目の指導となる「再々勧告書」を簡易書留に変更し、必ず土地管理者の手元に届くよう改善しました。また、5回目の指導通知「命令書」についても簡易書留とすると共に通知用紙を色紙に変更するなど適正管理の指導に努めました。

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

●「環境基本計画」及び「環境保全条例」を基に、より良い環境保全に努めます。
●国が進める再生可能エネルギーの発電設備設置について、地域住民の安全生活と本市の環境保全に寄与しながら地域との共生が図れるよう、「紀の川市再生可能エネルギー設置ガイドライン」を基に、事業者への周知・指導に努めます。
●市営墓地の維持管理等について、墓地使用者の台帳整備に着手し令和8年度の整備完了を目指します。
●不法投棄防止パトロールを実施し、不法投棄物の早期発見・早期撤去に努め、事故防止、事件防止、再犯抑制を図ります。
●畜犬の適正管理について、狂犬病予防注射の重要性を啓発し、接種率の向上に努めます。また、愛情をもって適切に飼育していただけるようマナー等についての啓発も継続的にを行います。
●解体が完了した那賀斎場跡地の利用について、地元及び関係機関と協議し適正に対応します。

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	指標における成果について、すべての項目においておおむね横ばいです。畜犬における狂犬病予防注射は、飼い主の意識改革に努めるとともに畜犬台帳の整理も必要と考えられます。また、後を絶たない不法投棄は良化となりましたが、空き地管理、野焼きなど各種苦情については悪化しており、迅速な対応が求められる事柄でありますので、原因者に対しても粘り強く指導を行い、意識改革に努めていく必要があります。さらに、原因者の特定が難しい不法投棄は、岩出警察等の協力を得ながら原因者の摘発に努めていく必要があります。

施策評価シート（令和 3年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	4-2-2	ごみや資源物の効率的な収集・処理	施策責任者	市民部長 長岡 正
目指す姿	ごみの排出量が減少し、資源が循環して利用されている環境にやさしいまちを目指します。			
関係課	生活環境課	個別計画	一般廃棄物処理基本計画	

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順位	満足度	満足度順位	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 3	8.6	22/40位	50.7	4/40位	●令和3年度の市民意識調査では、ごみや資源物の効率的な収集・処理に係る取り組みに関する満足度は年々上昇しています。 ●市民ニーズについては、ごみの減量化や分別は、概ね理解と協力は得られていると感じています。
R 2	10.1	20/40位	47.1	3/40位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位		H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4 （目標値）	ベンチマーク
①	1人1日当たりのごみ排出量	g	実績	651	668	652	664	654	624未満	699g（R1） 和歌山県
			達成率 （%）							
②	ごみ資源化率	%	実績	9	11.2	11.5	11.3	11.2	13	6.8%（R1）和歌山市
			達成率 （%）	69.2	86.1	88.4	86.9	86.1		
③	ごみ処理・資源化対策を満足と感じている市民の割合	%	実績	45.3	42.9	41	59.5	60.1	50	
			達成率 （%）	90.6	85.8	82.0	119.0	120.2		
④	出前講座参加人数	人	実績	410	11	31	0	90	100	
			達成率 （%）	410.0	11.0	31.0		90.0		
⑤	粗大ごみ収集数（年間）	個	実績	5,611	5,690	5,273	5,625	5,657	5700	
			達成率 （%）	98.4	99.8	92.5	98.6	99.2		

4. 成果指標の分析（成果指標のNo.と対応）

①1人1日当たりのごみ搬出量は、前年度と比較し減少傾向となっています。減少した要因のひとつとして、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための「外出自粛」などで、家の片付けをする人が多くなったため、前年度は一時的にごみが増加したものと考えられます。
②ごみ資源化率は、前年度とほぼ同数となっています。資源化率が伸びないひとつの要因としては、民間が設置しているリサイクル回収ボックスを利用している市民も多いと考えられます。
③ごみ処理・資源対策において、満足率は60.1%、不満足率は11.8%となっている状況で、6割の市民が満足と感じているが、一方でごみの有料化について、不満足と感じる市民もいるとも考えられます。
④新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで、出前講座を4回開催しました。
⑤粗大ごみ収集について、収集件数及び個数共に前年度とほぼ同数となっています。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

●国では循環型社会の形成と推進に向けた法整備、計画の策定を進めており、本市においても、リデュース・リユース・リサイクルの3Rの啓発に努め、市民・事業者などの協力を得て、ごみの減量化・資源化を着実に推進しています。
●市民1人1日当たりのごみ搬出量は、令和元年度は652g、令和2年度は664g、また令和3年度は654gとなり減少しました。前年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための「外出自粛」などで、家の片付けをする人が多くなったためであり一時的に増加したものと考えています。
●ごみ集積所の設置箇所数は、自治区や市民の協力を得て、集約は少しずつ進んでいるが、依然として地域により差があるため、ごみ収集業務の効率化を図るため、集約化に向けた更なる取り組みの推進が必要です。
●高齢化社会における、高齢者のごみ出し困難家庭としての、環境省が策定した「高齢者ごみ出し支援ガイドライン」の内容を精査し、本市にあった「ふれあい収集」を令和4年度から実施しています。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は◎、それ以外は●）

◎減量化・資源化に対するさらなる市民の意識醸成が必要です。
◎ごみ集積所の集約化など、さらなる収集業務の効率化を図る必要があります。
◎高齢者などのごみ出し困難家庭の支援策として、「ふれあい収集」を令和4年度から実施していますが、この制度を市民に浸透するよう、引き続き周知徹底を図る必要があります。
◎紀の海クリーンセンター（中間処理施設）の適切な運営が必要です。
●ごみの集積所を集約化した場合は、ごみ出しが困難となる家庭が増える可能性があるため、収集体制の見直しを検討する必要があります。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	ごみの減量化・資源化の促進	●ごみの分別方法やごみの出し方について、市のホームページや広報紙などで啓発・周知し、ごみの減量化・資源化に対する市民の意識の向上を図りました。	普通	●出前講座、産業まつりでの3R（リデュース・リユース・リサイクル）の啓発に努め推進と協力をお願いします。また、ごみの出し方ルールとマナーの冊子をもとに、市民協働により、ごみ排出量の抑制と収集効率向上を図っていきます。 ●資源ごみの持ち寄り防止対策の監視を引き続き実施します。
	生活環境課			
②	より効率的なごみ収集体制の構築	●ごみ収集の効率化を図るため、各区長会にて周知するなど、自治会単位で集積所の集約化を図っています。 ●収集事務所や詰所を1ヶ所に集約し収集業務の一元化を図り、業務の効率化を目的とする整備事業に取り組んでいます。	普通	●ごみ集積所の集約ができていない地域とできていない地域があり、集約化を推進することにより不公平感をなくす取り組みが必要です。 ●区長会等で周知を行うなど区長や住民の方々に理解を求め、ごみ集積所の集約化を推進していきます。 ●より効果的なごみ収集体制を確立するために、収集事務所の一元化を図る整備事業を進めます。また、収集計画等を含めて安全で安定的な収集を行える体制の構築や高齢化社会に向けた、ふれあい収集の事業化も併せて進めていきます。 ●安定したごみ収集業務の遂行と安全性を確保するため、ごみ収集車両を計画的に購入整備していきます。
	生活環境課			
③	ごみの適正処理の推進	●海南市・紀美野町と共同で設置した紀の海クリーンセンターのごみ処理の効率化を図るとともに、一般家庭から排出されるごみの減量化及び再資源化を促進するなど適正な運営に取り組んでいます。	普通	●事業系一般ごみ処理方法届出を周知し、事業系一般ごみの適正処理を推進します。 ●近畿2府4県で発生する廃棄物の最終処分場の整備や確保を進めるため、大阪湾に埋立処分場を設けた大阪湾フェニックス事業の運営に引き続き参画していきます。
	生活環境課			
④				
⑤				
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

●ごみ収集は、市民の生活や経済活動の安定確保に不可欠な業務であり、事業の継続が求められることから、新型コロナウイルスの感染予防を徹底し感染防止に努めました。
--

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

●収集事務所の一元化を図る整備事業を進めるとともに、効率的かつ安定的な収集を行える体制の構築に取り組みます。 ●安心・安全・清潔な生活環境を守り、効率的で衛生的な収集が行えるよう、ごみの分別排出、集積所の集約化を推進します。 ●集積所の集約化は、地道に周知説明会を開催する一方、高齢者などのごみ出し困難家庭の支援策として、「ふれあい収集」を令和4年度から実施していきます。今後も引き続き、自治区と相談、協議を行いながら、地域と一緒に取り組みます。

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	ごみ集積所の集約や設置については、少しずつであるが進展が見られる。また、高齢者などごみ出し困難者への対応を検討するなど課題を把握し、各施策が適切に遂行されている。ただし、収集事務所の一元化を図る整備事業に取り組んでいるなか、効率的かつ安定的な収集を行える収集業務体制の構築を進める必要がある。

施策評価シート（令和 3年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	4-2-3 適切な生活排水対策の推進	施策責任者	市民部長 長岡 正
目指す姿	適切な生活排水対策を行い、良好な河川環境と快適で衛生的な生活環境が保全されているまちを目指します。		
関係課	生活環境課、下水道課	個別計画	流域関連公共下水道全体計画、下水道事業経営戦略（公共下水道事業・農業集落排水事業）、一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順位	満足度	満足度順位	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 3	8.6	22/40位	19.6	23/40位	●河川等の水質改善に関して水辺の自然ふれあい環境づくりのため、下水道整備の早期実施を求める意見があります。 ●合併処理浄化槽の設置件数は増加傾向にあり、下水道認可区域の縮小に伴い補助金交付エリアが拡大し、また、配管工事費も補助金交付対象になったことにより普及が進んでいる状況であります。
R 2	9.5	22/40位	21.7	23/40位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位		H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4 （目標値）	ベンチマーク
①	整備済面積	ha	実績	279.1	287.6	293.7	299.2	307	322	岩出市(R3) 76.3%
			達成率 (%)	86.6	89.3	91.2	92.9	95.3		
②	公共下水道接続率	%	実績	58.7	62	62.5	63.3	64.6	85	岩出市(R3) 61.2%
			達成率 (%)	69.0	72.9	73.5	74.4	76.0		
③	污水处理人口普及率（水洗化率）	%	実績	64	67	69.6	72	73.1	70	R1全国平均91.7% R2和歌山県平均67.6%
			達成率 (%)	91.4	95.7	99.4	102.8	104.4		
④	合併浄化槽の法定検査（11条検査）の受検率	%	実績	55.5	56.6	58.1	59.1	61	60	和歌山県（R3）平均62.5%
			達成率 (%)	92.5	94.3	96.8	98.5	101.6		
⑤	生活排水処理に対して満足と感じている市民の割合	%	実績	29.5	41.9	38.6	35.3	36.1	40	
			達成率 (%)	73.7	104.7	96.5	88.2	90.2		

4. 成果指標の分析（成果指標のNoと対応）

①下水道全体計画を938.62haに縮小したことにより、整備率は32.7%となっています。
②接続率は、個人負担が必要な事から目標と実績に乖離があります。
③公共下水道の普及及び浄化槽への切替により、水洗化率は少しずつ増加傾向にあります。
④合併処理浄化槽の法定検査の受検率は、平成27年度から合併処理浄化槽設置整備事業補助金の申請者（浄化槽設置管理者）に対し、浄化槽管理講習会の受講を義務付けたことにより、受検率は徐々に向上しています。しかし、依然として低い受検率であることから、浄化槽の保守点検及び清掃も含めた啓発を行っています。
⑤快適で衛生的な生活環境を創造するうえで、生活排水対策の重要性の啓発を継続的に実施し、満足度を上げる必要があります。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

●県は下水道整備の10年概成を掲げています。
●国は下水道整備から施設の維持管理へ重点をシフトしています。
●市民の快適で衛生的な生活また、河川の水質保全のため、浄化槽設置補助や水質検査（紀の川を除く主要河川）を行い、HP掲載など各種啓発に努めています。
●浄化槽設置補助事業では、公共下水道事業認可区域見直しに関連して、対象区域など業務の再確認を行っています。
●浄化槽の清掃率の向上に向け、（公）和歌山県水質保全センター及び許可業者の協力を得て、浄化槽台帳のシステム化を実施し台帳の適正管理に努めています。
●全国的に浄化槽の新設基数は近年減少傾向であり、単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換も進んでいない状況ですが、本市は、県が拡充した単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に係る配管工事費補助金により転換件数は増加傾向にあります。
●合併処理浄化槽は、東日本大震災における震度6弱以上を観測した地域での全損率が約3.8%であった等、災害時にも被害が最小化され、迅速に復旧できる污水处理システムとして、地域に安心を与えるものとして期待されています。
●関係機関への新型コロナウイルス感染防止に伴う正確な情報の提供及び感染防止策の周知が必要となっています。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は◎、それ以外は●）

◎人口減少や地域の実績に応じた効率的かつ効果的な污水处理施設の整備を推進する必要があります。
◎下水道事業のより一層の経営健全化と未接続世帯の解消が必要です。
◎し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽から公共下水道、合併処理浄化槽への転換を推進し、水洗化率を高める必要があります。
◎浄化槽が本来持つ機能を十分に発揮し、水質保全が図れるよう、保守点検・清掃・法定検査などの維持管理の徹底を促す必要があります。
◎快適で衛生的な生活環境を創造する上で、生活排水対策の重要性を啓発する必要があります。
●市営直営尿処理事業の安定運営のため、今後も引き続き、関係者に対し事業収支の状況を報告し協議を行っていく必要があります。
●污水处理人口普及率（水洗化率）の向上が重要となっており、単独処理浄化槽の家庭の高齢化により、どのようにして合併処理浄化槽への転換を進めていくかが課題となっています。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	下水道の計画的な整備と施設の適正管理	●与えられる予算の範囲で整備を進めてきました。 ●維持管理においては、事後保全的な修繕を行っています。 ●整備の広がりに伴い使用料収入は増えています。	低い	●下水道整備の遅れから、見直した公共下水道全体計画に沿った令和4年度以降の計画により事業を行っています。 ●維持管理においては、策定したストックマネジメント計画に従い計画的な設備の更新、効率的な経営を進めていきます。 ●地方公営企業法に適用した公共下水道及び農業集落排水施設の経営状況を的確に把握し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上につなげます。 ●令和8年度西山地区農業集落排水施設公共下水道統合に向け、事業を引続き進めます。 ●し尿採取車を計画的に更新を行います。
	下水道課			
②	浄化槽の普及促進とし尿の適正処理	●合併処理浄化槽の設置に要する費用に対して補助金を交付し、市民の負担を軽減することで、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽や汲み取り便槽からの切替を推進し、水洗化率の向上に努めました。 ●水質保全センター、清掃業者と連携を図り、保守点検・清掃・法定検査の受検率の向上に向け、浄化槽台帳のシステム化に着手し適正な台帳管理により、水質汚濁防止に努めています。 ●市内の河川33箇所と「貴志川保全対策連絡協議会」を通じて、貴志川及び支流の6箇所、計39箇所において、夏冬の年2回水質検査を実施しています。	普通	●「地域循環型社会形勢推進第Ⅲ期計画」（令和3年度～令和7年度）を基に補助金を交付し、水洗化率の向上に向け合併処理浄化槽の設置の促進を図ります。 ●浄化槽維持管理の適正化による排水対策の啓発・指導を行い、システム化に着手した浄化槽台帳を基に、浄化槽清掃率の向上に努めます。 ●市直営し尿処理事業の安定運営に向け、今後も引き続き関係者に対し収支状況を説明し協議を行います。 ●引き続き計39箇所において、夏冬の年2回水質検査を実施します。
	生活環境課			
③				
④				
⑤				
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

●県に対して、下水道工事補助金の拡充、宅内排水設備に係る補助制度の新設を要望しています。 ●し尿収集は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、安定的に業務を継続することが求められることから、し尿収集民間許可業者に対し、引き続き新型コロナウイルスの感染症予防対策に取り組んでいただくよう理解と協力を求めています。

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

●下水道整備事業費を増加し、早期工事完了に努めています。 ●接続率向上を図る為、業務を民間委託し普及促進を促しています。 ●「地域循環型社会形勢推進第Ⅲ期計画」（令和3年度～令和7年度）を基に補助金を交付し、水洗化率の向上に向け合併処理浄化槽の設置の促進を図ります。 ●システム化に着手した浄化槽台帳を基に、浄化槽清掃率の向上に努めます。 ●河川の水環境保全、水質汚濁防止に努め、家庭雑排水の水質改善や浄化槽の適正管理について啓発を行います。 ●市直営し尿処理事業の安定運営のため、今後も引き続き関係者に対し事業収支状況を報告し協議を行います。

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
低い	事業費を拡充し事業を進めているが、全体計画に対して整備の遅れが顕著である。 居住区域が分散し、下水道の整備が難しく、また、合併浄化槽の設置義務化以前の単独浄化槽が多く残り、既に水洗化に貢献したとの認識や、単独浄化槽は高齢者世帯が多く、合併処理浄化槽への転換の動機が働かないなどの理由から汚水処理人口普及率（水洗化率）が進まない要因となっています。

施策評価シート（令和 3年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	4-2-4	水道水の安定的な供給	施策責任者	上下水道部長 神崎 恒好
目指す姿	健全な事業運営により、市民誰もが安定的に安全な水道水を使用できるまちを目指します。			
関係課	水道総務課、水道工務課	個別計画	水道事業基本計画、水道事業ビジョン、水道事業経営戦略	

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順位	満足度	満足度順位	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 3	12. 9	13/40位	68. 3	1/40位	●令和3年度に実施の市民意識調査において、「紀の川市のこれまでの取り組み」全40項目の内「水道水の安定的な供給」については「満足している」または「まあ満足している」と回答した市民が70. 3%と最も高い評価を得ています。 ●普及率は約95%となっており、水道は必要不可欠なライフラインとして、満足度は、高い評価となっています。また、近年の災害などにより、水道水の安定的な供給について、関心も高まり、重要度が高くなってきていると思われます。
R 2	10. 4	18/40位	69. 1	1/40位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位		H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4 （目標値）	ベンチマーク
①	配水池耐震化率	%	実績	25. 7	25. 7	25. 7	25. 7	44. 1	40	全国平均(R2) 60. 8%
			達成率 (%)	64. 2	64. 2	64. 2	64. 2	110. 2		
②	有収率	%	実績	82. 7	83	83. 2	83. 5	83. 7	85	全国平均(R2) 89. 8%
			達成率 (%)	97. 2	97. 6	97. 8	98. 2	98. 4		
③	企業債残高対給水収益比率	%	実績	696. 82*	680. 35*	666. 48*	663. 33*	520. 67*	559	類似団体(R2) 322. 9%
			達成率 (%)							
④	水道の安定供給に対して満足と感じている市民の割合	%	実績	71	81	77	76. 1	75. 6	80	
			達成率 (%)	88. 7	101. 2	96. 2	95. 1	94. 5		
⑤	基幹管路耐震適合率	%	実績	18. 1	18. 1	18. 1	18. 2	31. 4	26	全国平均(R2) 40. 7%
			達成率 (%)	69. 6	69. 6	69. 6	70. 0	120. 7		

4. 成果指標の分析（成果指標のNoと対応）

①配水池の耐震性判定を見直したことで耐震化率が上昇し、現時点で目標値を達成しましたが、実績値は低い水準にあることから、引き続き計画的に整備・更新を行います。
②漏水調査、配水及び給水管の修繕により増加傾向となっています。
③企業債の借入額を抑制し、減少しています。
④市民意識調査において、「紀の川市のこれまでの取り組み」全40項目の内、最も高い評価を得ています。
⑤水道事業ビジョンの中間評価（見直し）により耐震適合率が上昇し、現時点で目標値を達成しましたが、実績値は低い水準にあることから、引き続き計画的に整備・更新を行います。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

●平成30年度において、民間企業の水道事業への参入や、市町村を超えた広域連携を柱とする水道法の改定がありました。
●高度成長期に整備された水道施設の老朽化が問題となっています。
●本市においても南海トラフ、東南海地震による震度6強の地震発生が予想されます。
●全国的に人口減少に伴う給水人口の減少や節水型社会の浸透により、水需要は減少傾向にあります。
●中長期的な経営の基本計画である「水道事業経営戦略」を令和2年度までに策定するよう総務省から要請がありましたが、本市は、平成30年度に策定しました。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は◎、それ以外は●）

◎老朽化した水道施設の計画的な更新が必要です。
◎大規模地震等の災害に備えて、施設の耐震化を進めることが必要です。
◎給水収益の減少が予想されるため、さらなる経営の効率化を図り、安定的な事業運営につなげる必要があります。
◎継続して給水が行えるよう、職員がもつ技術を継承する取組が必要です。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	老朽化施設の計画的な更新	●施設の重要度を考慮し、優先度の高い施設から計画的に更新を実施し、優先度の低い施設においては、施設の延命化を図りつつ施設の維持管理を行っており、漏水、施設修繕費用の縮減、有収水量の向上が認められます。 ●水道事業ビジョンを策定し5年が経過したことで、施策や事業の進捗状況の把握、水需要予測の見直し及び更新計画の一部見直し等の中間評価を行いました。	普通	●安全・強靱・持続の基本方針に則り、老朽化施設の更新を行います。しかしながら施設の更新には多額の費用を要するため、投資計画に基づき優先度の高い施設から計画的、効率的に更新を実施します。優先度の低い施設は延命化を図り、安全・安心な水の安定供給を図ります。また、投資計画の進捗管理を行い、施設の健全化を明らかにします。
	水道工務課			
②	重要施設の耐震化の推進	●配水管の更新を実施する際には耐震性を有する資材を使用し、管路の耐震化を図っています。また、配水池の耐震化については、地震発生時に配水池の水の流出を防ぐ緊急遮断弁を西野山配水池、貴志川第1配水池、貴志川第3配水池の3箇所に設置済みです。	普通	●安全・強靱・持続の基本方針に則り、施設全般にわたる耐震化を図ります。特に貴志川地区の配水能力確保のための浄水施設等の整備を推進します。 ●更新計画の一部見直しに伴い、浄水施設の耐震診断及び耐震化工事を進めています。 ●応急給水計画において、応急給水拠点の整備を行っていきます。
	水道工務課			
③	水道事業の安定経営	●水道事業運営審議会において、将来においても安全で安心な水道水を供給し続けるため、水道料金の適正な水準を設定し、令和2年5月使用分(7月請求分)から、平均料金改定率18%の引き上げを適用しました。 ●令和元年度から令和10年度の10年間の計画期間として、投資計画と財政計画との均衡を図り、経営基盤の強化を目的に、水道事業経営戦略を策定し、令和3年度には中間評価を行いました。	高い	●経営戦略に掲げた投資計画の実現のため、財政計画の進捗管理を行っていきます。 ●民間活力を導入する業務範囲を拡大し、経営の効率化とサービスの向上を進めています。
	水道総務課			
④				
⑤				
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

●各避難所・主要施設・病院等重要施設の高所にある受水槽等への補水や、断水・災害発生時に必要最低限の水を迅速かつ効率的に安定供給し、給水活動を行うことが出来るように加圧ポンプ搭載の給水車を導入（配備）しました。 ●防災力向上の一環として、給水コンテナ・応急給水栓の整備を行い、応急給水体制の強化を図りました。
--

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

●市民にいつでも、安全・安心な水道水を安定的に供給できるよう安全・強靱・持続を基本方針とし、いつ飲んでも安全で信頼される水道、災害に強くたくましい水道、いつでも市民の近くにあり続ける水道を目指します。 ●更新計画を基に将来の需要や施設規模、配水エリアを考慮し、浄水・ポンプ・配水施設の耐震化を行い、管路については、配水池から重要施設を結ぶ基幹となる水道管から優先的に更新を進めます。 ●緊急時に必要な物質・機器等の整備を行います。 ●経営戦略に掲げた投資計画の実現のため、財政計画の進捗管理を行っていきます。

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	人口減少と施設の老朽化による今後の事業環境から、持続して水道水を供給し続けるための経営戦略を策定し、この戦略を具現化するための財源確保として、令和2年5月使用分(7月請求分)から、平均料金改定率18%の引き上げを適用しました。 また、企業債残高は前年度より減少しています。

施策評価シート（令和 3年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	4-3-1 豊かな自然環境の保全	施策責任者	市民部長 長岡 正
目指す姿	清らかな河川や緑豊かな森林の保全、動植物の生態系の保護に努め、良好な自然環境が保たれたまちを目指します。		
関係課	生活環境課、農林振興課、農林整備課、道路河川課	個別計画	紀の川市環境基本計画、農村環境計画、鳥獣被害防止計画、森林整備計画

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順位	満足度	満足度順位	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 3	3. 6	36/40位	54. 1	2/40位	●「豊かな自然が残っていると感じている市民の割合」は、各年代にわたって「感じる」「どちらかといえば、感じる」の割合が、満足度と同様高い数値となっています。 ●市民意識としては、重要度が顕著に低く、満足度は非常に高い状況が続いています。
R 2	4. 2	34/40位	51. 0	2/40位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位		H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4 （目標値）	ベンチマーク
①	豊かな自然が残っていると 感じている市民の割合	%	実績	84. 1	87. 1	86. 1	87. 2	91. 2	現状値以上	
			達成率 （%）							
②	人工林の間伐実施率	%	実績	34. 9	35. 3	36	38. 6	68. 1	45	
			達成率 （%）	77. 5	78. 4	80. 0	85. 7	151. 3		
③	狩猟免許保有者数	人	実績	240	227	234	244	232	270	
			達成率 （%）	88. 8	84. 0	86. 6	90. 3	85. 9		
④	企業の森の締結数	件	実績	3	4	3	3	3	5	
			達成率 （%）	60. 0	80. 0	60. 0	60. 0	60. 0		
⑤	河川愛護月間清掃参加者数	人	実績	117	0	0	0	0	150	
			達成率 （%）	78. 0						

4. 成果指標の分析（成果指標のNo.と対応）

①性別、年代別、居住地別、また家族構成、いずれの項目においても高い数値となっています。要因として、紀の川市は南北に山脈、森林があり、また中央を紀の川の清流が流れていることから、自然に恵まれた地形と感じられる方が多いと考えられます。
②間伐実施率は着実に増加しています。今後、森林経営管理制度による市町村森林経営管理事業によって間伐実施率は増加する見込みです。
③狩猟免許保有者数は、免許取得に対する補助などにより新たに取得する人がいる中、高齢を理由に免許の更新をしない人がおり横ばい状態です。
④「企業の森」締結数が横ばいであるため、今後企業に事業参画してもらえるようPRしていく必要があります。
⑤平成30年度及び令和元年度については悪天候のため中止し、令和2年度及び令和3年度については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

●林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を推進するため、森林所有者に代わって森林経営管理を市町村や意欲と能力のある民間事業体などが持続的に行っていくことを内容とする森林経営管理法が平成31年4月1日に施行されました。
●農業従事者自らが狩猟免許を取得することを推進していくことが必要です。
●1970年代に公害問題が深刻化する中で始動することとなった「企業の森づくり」は、2000年代中盤には地球温暖化防止対策の重要性が高まり幅広い業種の企業が参加し、近年では環境貢献、社会貢献としての枠を超えた取り組みも各地で起こっています。また和歌山県では全国に先駆け平成14年から「企業の森」をスタートさせ、県独自の仕組みを用いた取り組みを実施しています。
●太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギー事業を巡っては、国が温室効果ガスの排出について2050年までに排出「実質ゼロ」を表明しましたが、安全や環境、景観への悪影響といった問題が全国的に表面化しています。また今後、太陽光発電パネル等の廃棄物が大量に出ることが予想されます。不法投棄等による自然破壊に繋がらないよう県と連携し、「紀の川市ガイドライン」を基に適正に処理していただくよう指導・啓発を行っていく必要があります。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は◎、それ以外は●）

◎豊かな自然環境を保全し、将来に継承するための啓発や教育が必要です。
◎適切な自然環境の保全、整備が必要です。
◎自然とのふれあいや体験ができる環境の整備など、自然環境の有効活用が必要です。
●近年、紀の川・貴志川の河川内に土砂・ゴミが堆積し草木が生茂っており水辺とのふれあいが困難となっています。
●農業従事者自らが狩猟免許を取得することを推進していくことが必要です。
●地球温暖化に伴いCO2など温室効果ガスの排出について、国は2050年までに排出「実質ゼロ」を表明していることから、今後、再生可能エネルギーの設備設置に関し規制緩和や利用促進等が進むと予想されます。特に、太陽光発電設備設置は、県条例の適用外となる50kw未満の発電設備について、「紀の川市ガイドライン」を基に、地域住民の安全な生活と本市の自然環境保全に寄与しながら地域との共生が図れるよう事業者に対し適正な指導に努めていく必要があります。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	自然環境保全につながる教育・啓発の推進	●企業の森などの森林保全活動を推進し、企業と森林保全管理協定を3件締結しています。また、協定企業の社員に間伐体験を行っていただきました。 ●国土交通省と連携し河川清掃活動を行い、自然環境保全の大切さを地域へ啓発しました。（平成30年度及び令和元年度は悪天候のため中止、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）	普通	●企業参加の森づくりの取り組みをさらに進めていきます。 ●今後も関係機関と連携し河川の自然環境保全に努めていきます。
	農林振興課・道路河川課			
②	自然環境の保全・整備の推進	●人工林の間伐など森林の整備を推進するため、間伐材の搬出に対して補助制度を創設しました。 ●林道の路肩が大雨等により崩壊することの無いよう、アスカープ設置を行い、未然の災害防止に努めました。 ●河川公園等の管理をし利用者が水辺環境とふれあえる場を提供しました。 ●地球温暖化対策として実施されている太陽光発電等再生可能エネルギーについて、脱炭素社会への取組ではありますが、近年、防災上の問題、生活環境及び景観への悪影響から、住民不安が増大していることを鑑み、ガイドラインを策定しました。	普通	●森林吸収源対策と森林資源の適切な管理を推進するため、新たな森林経営管理制度の取組を進めていきます。 ●林道パトロールを強化し、通行に支障をきたす箇所があれば、草刈、崩土除去作業、軽微な補修改良工事等を実施し、安全に走行できるようにします。 ●国や県、関係機関と連携し、市民が安全に水辺の自然とふれあうことができるよう、河川の保全・整備を推進します。 ●国が進める再生可能エネルギーの発電設備設置について、「紀の川市再生可能エネルギー設置ガイドライン」を基に、地域との共生が図れるよう事業者への周知・指導に努めます。
	農林振興課・農林整備課・道路河川課・生活環境課			
③	自然とのふれあいの場の創出	●交流施設の適切な管理を行い、来訪者に自然とのふれあいの場の提供を行いました。	普通	●市民や来訪者に自然とのふれあいの場を提供するため、交流施設の適切な管理に努め、利用促進のための情報提供を行っていきます。
	農林振興課			
④				
⑤				
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

●有害鳥獣による被害に対して、鳥獣捕獲実施隊を組織し、市として主体的に有害捕獲の取組が実施できるようにしました。 ●猟友会との連携により、有害鳥獣の捕獲対策を実施し、令和3年度ではイノシシ151頭、シカ108頭、アライグマ436頭等の捕獲を行いました。

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

●国が進める再生可能エネルギーの発電設備設置について、地域住民の安全生活と本市の環境保全に寄与しながら地域との共生が図れるよう、「紀の川市再生可能エネルギー設置ガイドライン」を基に、事業者への周知・指導に努めます。

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	豊かな自然環境の保全について、市民からは例年高い満足度を得ていますが、市内河川における土砂、ゴミ等の堆積、人工林の間伐実施に向けた調査、また太陽光発電等再生可能エネルギーの設備設置に伴う景観への悪影響など課題も多いため。